

各行政区の指定避難場所・指定避難経路はこちら

行政区の指定避難場所および指定避難経路は下記のとおりです。避難場所までの道路渋滞の軽減を図るため、避難の際は指定避難経路を進み、指定避難場所まで車で移動してください。

行政区	指定避難場所	指定避難経路
第1行政区	西岡地区緊急避難場所	指定なし
第3行政区	(北部公民館、JA板倉北支所を含む)	斗合田岩田岡里線→館林藤岡線→南光院ルート
第4行政区		斗合田岩田岡里線→館林藤岡線→南光院ルート
第5行政区 ※	西小学校、JA板倉西支所	カントリー西側通り→海老瀬館林線→館林藤岡線ルート
第6行政区 ※	板倉高等学校、板倉中学校	カントリー西側通り→海老瀬館林線→館林藤岡線ルート
第2行政区	旧北小学校校庭(北保育園を含む)	除川板倉線ルート
第7行政区		旧354号→除川板倉線ルート
第8行政区		藤の木橋→新354号→海老瀬下五箇線→板倉粉谷館林線ルート
第13行政区	海老瀬地区緊急避難場所	板倉粉谷館林線ルート
第14行政区		海老瀬下五箇線ルート
第15行政区		海老瀬下五箇線ルート
第9行政区	東小学校校庭	八間樋橋通り→旧354号ルート
第10行政区		新354号→旧354号ルート
第11行政区		旧354号ルート
第12行政区	わたらせ自然館 北海老瀬集会所 海老瀬東公民館 宿中山集会所 共盛集会所	指定なし

※ 5区・6区は、人の避難場所は区内の屋内避難場所であり、車の確保先が「西岡地区緊急避難場所」になります。

[次ページの経路図をご確認ください。](#)

計画を基に避難訓練を実施します

町民と関係機関が連携して災害時の対応訓練を実施することで、避難計画をより実践的なものにすることを目的とします。

今回から、指定避難場所が大きく変わります。また、避難方法も多くのかたが車を使って避難することになります。

実施日時 令和5年7月9日(日)【雨天決行】
午前7時00分 「高齢者等避難」発令

午前7時30分 「避難指示」発令

午前9時30分 「避難解除」発令

訓練内容 情報伝達訓練(防災ラジオ・自主防災組織)、避難所開設訓練、災害広報訓練、交通誘導訓練、避難者受入訓練

避難場所 上記指定避難場所(指定避難経路を進み、指定避難場所まで車で移動)

洪水時住民避難計画を策定

町では、住民の生命と財産を守るため、利根川、渡良瀬川の決壊などによる想定最大規模の洪水を想定し、車での移動、車中での避難を基本とした「板倉町洪水時住民避難計画」を策定しました。

問合せ 安全安心係
☎82-6123

お住まいの行政区により避難場所が指定されます
小学校区単位の指定とし、西小学校区(西・北地区)のかたは北地区が避難場所、東小学校区(東・南地区)のかたは東地区が避難場所です。
ただし、自宅での垂直避難が可能なかたは、行政区内に屋内避難場所がある5区・6区のかたについては、あくまで車の確保先の指定であり、人の避難は避難可能な自宅または区内の指定避難場所となります。

スペースに限りがあるため避難場所では制限があります
屋内避難場所のスペースは限られているため、本計画は車中避難を基本とし、次の制限を設定します。
▼避難する車は、1世帯あたり1台とします。
▼車中避難は、1台あたり最低2人に車中に留まっていたできます。
▼3人以上で避難した場合、3人目からは最寄りの屋内避難スペースに避難をすることができません。ただし、屋内避難を強制するものではありません。
▼車の確保先として指定を受

けている自宅での垂直避難が可能なかたと5区・6区のかたは、車の避難場所の安全管理上、最低1人の乗車を必要とします。ただし、世帯内で避難場所が分かれてしまった場合、3人以上のかたの屋内スペースは確保することができません。

▼ペット同行避難者は、ペット用の屋内避難スペースを確保することができないため、ペットと一緒に車中避難をしていただくか、ペットを他の避難者の支障にならない屋外スペースに係留しての避難となります。

▼一度避難をした車は、災害対策本部から避難指示解除の発令があるまで、避難場所から出庫することはできません。

駐車許可証の使用
避難場所へのスムーズな誘導による道路渋滞の軽減のため、駐車許可証を作成し、避難想定世帯へ配布します。

避難者の受入体制
避難者の受入れは、自主防災組織を中心として、町職員、防災士などが協力して行います。そのため、自主防災組織

などは、住民の避難が集中する前に、避難者の受入体制を完全に整えておく必要があります。これにより、従来の行動計画で行っていた「警戒レベル4避難指示」発令後の未避難世帯確認は実施できなくなります。避難者は、各自で避難情報などを入手し、身を守る行動をとる必要があります。

広域避難を再検討してください
本計画は、住民避難行動調査により把握した町の避難場所を頼らざるを得ない人のため、一時的な避難計画になります。町指定避難場所は、決して快適な場所ではなく、河川が決壊すれば、最大で4週間程度、浸水により身動きがとれなくなる恐れがあります。今一度、浸水の恐れがない町外の親戚、知人宅や宿泊施設などへの避難をご検討ください。

その他計画の詳細については、町ホームページに計画の資料を掲載しますので、ご確認ください。



計画の詳細は、こちらからご確認ください

臨時議会の混乱と町長提出再議書による事態收拾のいきさつ

令和5年5月10日に開催された板倉町議会第1回臨時会において行われた「議長選挙」で混乱がありました。このため5月22日に板倉町長が板倉町議会に対し、再議を要請いたしました。提出された再議書は次のとおりです。

板総第 2599 号
令和5年5月22日

板倉町議会議長 荒井 英世 様

板倉町長 栗原 実

再議書



令和5年5月10日に開催された板倉町議会第1回臨時会において行われた「議長選挙」は、下記理由により違法であるので、地方自治法第176条第4項の規定により再議に付する。

記

(理由)

令和5年5月10日の板倉町議会第1回臨時会において「議長選挙」が行われ、投票の結果、荒井英世議員が議長に当選し、議長に就任された。

しかし、この選挙において、臨時議長が選挙の宣告を行った後に、立候補と所信表明を求める動議が提出され、これを可決し、立候補者が所信表明を行ったことは、板倉町議会会議規則第59条に違反することからこの選挙は無効である。

よって、町長の責務として「違法な手続による選挙」は認められないため、再議を求めるものである。

また、議長選挙は地方自治法第103条に基づき「議員の中から議長及び副議長を選挙しなければならない。」とされており、本来、議員全員が候補者となる(被選挙権を有する)ものであるとともに、同法118条で準用する公職選挙法に基づき選挙することが規定されているが、同条では立候補に関する規定は準用されていないことから、正副議長選挙において、立候補制は認められていないと解される。

しかし、近年は議会改革や透明性の確保を理由として正副議長選挙において立候補制や所信表明を行う議会が散見されているが、これらの議会は、内規や申し合わせ事項等によるルールを議員全員の合意のもと確立し、地方自治法や会議規則に抵触しない方法で実施されているものである。今回の板倉町議会第1回臨時会において、事前に議員間の合意なしに本会議で立候補と所信表明を求めたことは、地方自治法に違反しているとともに議会運営に大きな支障をきたす全国でも類を見ない行為であることから、今後、正副議長選挙において立候補や所信表明を求めるのであれば、法の趣旨を踏まえた上で、内規や申し合せ等のルールを協議し、議会議員全員の合意形成を図るべきであると意見を付す。

なお、本再議の結果如何によっては、群馬県知事に対し審査を申立てること、さらに、群馬県知事の審査結果によっては行政事件訴訟法により出訴することも視野に入れているので申し添える。

(参考)

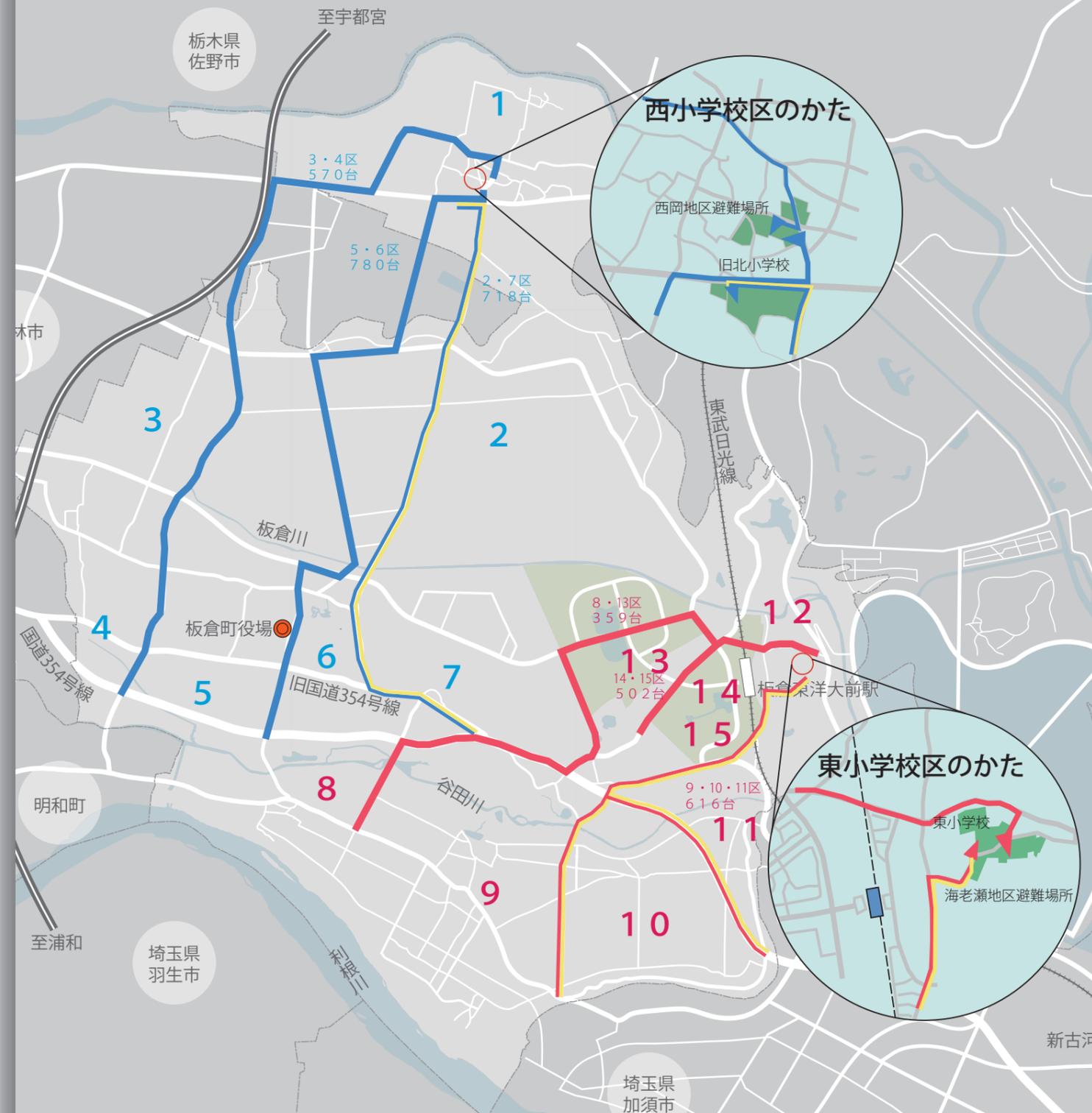
〔板倉町議会会議規則〕

第59条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。
ただし、選挙及び表決の方法についての発言はこの限りでない。

この再議書を受け、板倉町議会が5月22日第1回臨時会が再開され、正副議長の再選挙が行われました。

この結果、新たに正副議長が選出され、板倉町議会の新構成が決まりました。

指定避難経路図



多数のかたが一齐に避難を開始することにより、深刻な道路渋滞が懸念されます。そのため、各行政区に避難経路を指定することで、特定の道路への集中を回避する計画です。